

知的財産権持分契約書

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と△△△△株式会社（以下「乙」という。）とは、株式会社AIST Solutionsと乙が令和××年×月×日付けで締結した共同研究契約「（研究題目）」（以下「原契約」という。）第12条第3項の規定に基づき、共同して創製された発明に係る特許を受ける権利（特許権の設定登録後は特許権をいい、以下総称して「本知的財産権」という。）の取扱いに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本知的財産権及び持分）

第1条 甲及び乙は、本知的財産権に係る持分について、原契約第10条第1項第二号の規定に基づき、以下のとおり決定するものとする。

発明の名称：

〈案件特定〉： 管理番号 甲、乙

持分：甲 %、乙 %

（優先交渉期間の設定）

第2条 乙は、本知的財産権について、原契約第11条第1項の規定に基づき、同条同項第三号に規定する優先交渉期間の設定を受けるものとする。

2 前項の優先交渉期間は、本契約が効力を生じる時に始まり、本知的財産権の設定登録の日に終了するものとする。

3 甲は、優先交渉期間中に乙に対し、本知的財産権に係る実施の時期を含む事業化の進捗状況、計画等の報告を求めることができるものとし、乙は、求めがあった日から2カ月以内に、甲に報告するものとする。

4 甲及び乙は、協議の上、優先交渉期間終了日までに、本知的財産権について原契約第11条第1項第一号、第二号若しくは第四号で定める取扱いのうちいずれの取扱いとするかを決定するものとする。

5 前項に規定する決定が、優先交渉期間が終了するまでになされなかった場合には、第2項の規定にかかわらず、優先交渉期間は終期を定めずに当然に延長されるものとする。ただし、延長後に、第3項に規定する報告を乙が求められた日から2カ月以内に行わない場合又は当該報告が本知的財産権の具体的な実施の時期を含む事業化の計画等でない場合は、甲は優先交渉期間を終了させることができる。この場合において、甲からの通知をもって優先交渉期間は終了し、原契約第11条第1項第四号の状況として取り扱う。

6 乙は、優先交渉期間の継続中、第4項に規定する取扱いを決定し、次条各項に規定する契約又は覚書を締結した後でなければ、原契約第18条に基づく場合を除き、本知的財産権を実施することができない。

（優先交渉期間後の取扱い）

- 第3条 甲及び乙は、前条第4項の協議の結果、乙が原契約第11条第1項第一号で定める取扱いとすることを希望し、甲がこれに応ずる場合には、原契約第17条第1項に規定する契約（譲渡契約等）を別途締結するものとし、優先交渉期間は、当該契約の発効日に終了するものとする。
- 2 甲及び乙は、前条第4項の協議の結果、乙が原契約第11条第1項第二号で定める取扱いとすることを希望し甲がこれに応ずる場合には、原契約第17条第3項に規定する契約（実施契約等）を別途締結するものとし、優先交渉期間は、当該契約の発効日に終了するものとする。この場合において、乙が独占的实施権等を有する本知的財産権について、乙の指定する第三者に対し実施許諾しようとするときは、甲乙の持分に応じて甲乙が実施料を受け取ること、その他必要な事項を定めた実施契約を甲、乙及び当該第三者で別途締結するものとする。
- 3 甲及び乙は、前条第4項の協議の結果、原契約第11条第1項第四号で定める取扱い（本項において「非独占的な実施」という。）とすることを決定したときは、優先交渉期間は当該決定をした日に終了するものとし、甲及び乙は、本知的財産権に関する非独占的な実施及び管理費用等その他必要な事項を定めた覚書を取り交わすものとする。なお、本知的財産権の第三者に対する実施の許諾等については、原契約第19条及び第20条の規定に基づいて行うものとする。

（出願等の手続及び本知的財産権の管理費用）

- 第4条 甲及び乙は、原契約第14条第1項の規定に基づき、本知的財産権の管理費用（特許庁等の登録機関及び甲乙に所属しない外部の弁理士等に支払う、本知的財産権を取得し維持するための費用をいう。以下同じ。）を、自己の持分に応じて負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、原契約第14条第2項の規定に基づき、本知的財産権について優先交渉期間中及び独占的实施権等を有する期間中に発生する当該本知的財産権の管理費用の全額を負担するものとする。
- 3 本知的財産権の取得、維持に関する手続は、乙がこれを行うものとする。なお、乙は、これらの手続を行うにあたり甲と事前に協議するものとする。

（本知的財産権の放棄）

- 第5条 甲及び乙は、本知的財産権の自己の持分を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知するものとする。この場合において、相手方は、本知的財産権の取扱いについて協議を求めることができるものとする。
- 2 甲及び乙は、出願維持年金又は特許料の納付期限の2カ月前までに前項の通知をするものとする。
- 3 本知的財産権の持分の放棄に係る名義変更手続等に要する費用は権利を承継する者が負担するものとし、放棄する者は当該手続に協力するものとする。

（外国出願等）

第6条 甲及び乙は、本知的財産権に係る外国出願（国際出願を含む。）、国内優先権主張出願、分割出願、又は出願変更を行う場合、その取扱いについて事前に協議するものとし、甲乙間で別段の取り決めがない限り本契約の規定が適用されるものとする。

（本知的財産権の保全）

第7条 甲及び乙は、本知的財産権の取得及び維持に関し、第三者から特許異議の申立て、審判、又は訴訟等を提起された場合には、協議の上対処するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、優先交渉期間中及び独占的实施権等を有する期間中に提起された特許異議の申立て、審判、訴訟等の終結までの費用（外部の弁理士、弁護士等に支払う費用を含み、審判決は確定までをいう。）の全額を負担するものとする。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、本知的財産権に係る発明の内容（以下「本発明の内容」という。）を事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本知的財産権が出願公開されるまでの間、第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了後もなお有効であるものとする。

（発明補償）

第9条 甲及び乙は、本知的財産権の発明者に対する補償を、それぞれ自己に属する発明者に対してのみ、自己の勤務規則その他の定めに基づいて行うものとする。

（有効期間）

第10条 本契約は、本契約締結日又は本知的財産権の出願日のいずれか早い日に効力を生じ、本知的財産権及び本知的財産権から派生した知的財産権（第6条に規定する出願に係る知的財産権をいう。）の全てが次の各号のいずれかに該当することとなるまで有効であるものとする。

- 一 出願が却下され、取り下げられ（取り下げたものとみなされた場合を含む。）又は放棄されたものであること。
- 二 拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したものであること。
- 三 取消決定又は無効にすべき旨の審決が確定したものであること。
- 四 存続期間の満了又は出願維持年金若しくは特許料の不納により権利が消滅したものであること。
- 五 甲又は乙が自己の持分の全てを放棄又は譲渡したものであること。

（安全保障輸出管理関連法令の遵守）

第11条 甲及び乙は、本知的財産権の出願公開前に（出願公開前に特許が成立した場合は特許公報の発行前に）本発明の内容を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律228号。以下外為法とい

う。)第6条第1項第六号に定める非居住者又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。)の1(3)サ①、②又は③に該当する者(外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。)への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(原契約との関係)

第12条 本契約の規定が原契約の規定に反するときは本契約が優先して適用されるものとし、本契約に定めのない事項については原契約が適用されるものとする。

(協議)

第13条 本契約に定めなき事項(前条に該当するものを除く。)及び本契約の内容に疑義が生じたときは、甲乙は協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦

乙 住 所
△△△△株式会社
代表取締役社長 □□ □□